

『障害者総合支援法 事業者ハンドブック 報酬編 2025年版

—報酬告示と留意事項通知』

— 追 補 —

本書の発行後、9月24日に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（こども家庭庁・厚生労働省告示第7号）」が公布され、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和6年法律第43号）の施行に伴う改正が行われました（令和7年10月1日適用）。

本書収載の下記2件の告示が改正されています。

- ◎障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）
- ◎こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準（平成18年厚生労働省告示第543号）

また、同日（9月24日）に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（厚生労働省告示第253号）」が公布され、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和6年法律第43号）の施行に伴う改正が行われました（令和7年10月1日適用）。

本書収載の下記2件の告示が改正されています。

- ◎障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第124号）
- ◎障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成30年厚生労働省告示第114号）

その後、9月30日に「児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係告示の整備に関する告示」（こども家庭庁告示第5号）が公布され、地域限定保育士の一般制度化に伴う改正が行われました（令和7年10月1日適用）。

本書収載の下記5件の告示が改正されています。

- ◎児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第122号）
- ◎児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第123号）
- ◎こども家庭庁長官が定める施設基準（平成24年厚生労働省告示第269号）
- ◎こども家庭庁長官が定める児童等（平成24年厚生労働省告示第270号）
- ◎こども家庭庁長官が定める障害児の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乗じる割合（平成24年厚生労働省告示第271号）

また、同日（9月30日）に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示」（こども家庭庁・厚生労働省告示第8号）が公布され、地域限定保育士の一般制度化に伴う改正が行われました（令和7年10月1日適用）。

本書収載の下記2件の告示が改正されています。

- ◎障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）
- ◎こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準（平成18年厚生労働省告示第543号）

これら一連の改正を踏まえ、本書収載内容に係る補正情報を次のとおりまとめましたので、本書とあわせてご活用ください。

（更新日：2025/10/16）

該当箇所	改正前	改正後	備考
第2編 報酬の算定基準（報酬告示・関係告示／留意事項通知） 第1章 指定障害福祉サービス			
2巻54頁 ＊17【関係告示】平18厚労告543・第2号のイの(1)の(二)	＊17 【関係告示】平18厚労告543・第2号 イ・(1)・(一) 略 (二) 当該指定居宅介護事業所等において、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士又は<u>保育士</u>のいずれかの資格を保有する者、心理指導担当職員（公認心理師を含む。）、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者その他研修等により専門的な技能を有すると認められる職員のいずれかに該当する者であって、経験及び技能を有する障害福祉人材と認められるもののうち1人は、賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上であること。ただし、福祉・介護職員等処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。	＊17 【関係告示】平18厚労告543・第2号 イ・(1)・(一) 略 (二) 当該指定居宅介護事業所等において、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士又は<u>保育士（児童福祉法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体の区域内又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号。以下この(二)において「改正法」という。）附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下この(二)において「施行日前国家戦略特別区域法」という。）第12条の5第3項に規定する事業実施区域であった区域内にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る児童福祉法第18条の29に規定する地域限定保育士又は当該事業実施区域であった区域に係る改正法附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士）</u>のいずれかの資格を保有する者、心理指導担当職員（公認心理師を含む。）、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者その他研修等により専門的な技能を有すると認められる職員のいずれかに該当する者であって、経験及び技能を有する障害福祉人材と認められるもののうち1人は、賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上であること。ただし、福祉・介護職員等処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。	2025/10/1 適用

2 巻284頁 「13 日中活動支援加算」の注	13 日中活動支援加算 200単位 注 次の(1)から(3)までの基準のいずれも満たすものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所において、日中活動実施計画が作成されている利用者に対して、指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、1のロの医療型短期入所サービス費又は1のハの(1)、(2)若しくは(3)の医療型特定短期入所サービス費を算定していない場合は、加算しない。 (1) 保育士（<u>国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定短期入所事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士</u>）、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者（(2)において「保育士等」という。）が共同して、利用者ごとの日中活動実施計画を作成していること。	13 日中活動支援加算 200単位 注 次の(1)から(3)までの基準のいずれも満たすものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所において、日中活動実施計画が作成されている利用者に対して、指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、1のロの医療型短期入所サービス費又は1のハの(1)、(2)若しくは(3)の医療型特定短期入所サービス費を算定していない場合は、加算しない。 (1) 保育士（<u>児童福祉法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体の区域内又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号。以下この(1)において「改正法」という。）附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下この・において「施行日前国家戦略特別区域法」という。）第12条の5第3項に規定する事業実施区域であつた区域内にある指定短期入所事業所にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る児童福祉法第18条の29に規定する地域限定保育士又は当該事業実施区域であつた区域に係る改正法附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士</u>）、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者（(2)において「保育士等」という。）が共同して、利用者ごとの日中活動実施計画を作成していること。	2025/10/1 適用
---------------------------------------	---	---	-------------------------

2 巻616頁 「9 居住支援連携体制加算」の注 ＊6【関係告示】平18厚労告543・第39号の2	9 居住支援連携体制加算 35単位 注 別に厚生労働大臣が定める基準＊6に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定自立生活援助事業所において、住宅確保要配慮者居住支援法人（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人をいう。以下同じ。）又は住宅確保要配慮者居住支援協議会（同法第51条第1項に規定する住宅確保要配慮者居住支援協議会をいう。以下同じ。）に対して、1月に1回以上、利用者の住宅の確保及び居住の支援に必要な情報を共有した場合に、1月につき所定単位数を加算する。 【関係告示】平18厚労告543・第39号の2 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 イ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人又は同法第51条第1項に規定する住宅確保要配慮者居住支援協議会との連携により、利用者の住宅の確保及び居住の支援を図る体制を確保していること。 ロ イに規定する体制を確保している旨を公表していること。	9 居住支援連携体制加算 35単位 注 別に厚生労働大臣が定める基準＊6に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定自立生活援助事業所において、住宅確保要配慮者居住支援法人（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第59条第1項に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人をいう。以下同じ。）又は住宅確保要配慮者居住支援協議会（同法第81条第1項に規定する住宅確保要配慮者居住支援協議会をいう。以下同じ。）に対して、1月に1回以上、利用者の住宅の確保及び居住の支援に必要な情報を共有した場合に、1月につき所定単位数を加算する。 【関係告示】平18厚労告543・第39号の2 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 イ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第59条第1項に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人又は同法第81条第1項に規定する住宅確保要配慮者居住支援協議会との連携により、利用者の住宅の確保及び居住の支援を図る体制を確保していること。 ロ イに規定する体制を確保している旨を公表していること。	2025/10/1 適用
--	---	---	-------------------------

該当箇所	改正前	改正後	備考
第 2 章 指定通所支援（児童福祉法）			
2 巻752頁 ＊ 1 【関係告示】平24厚労告269・第1号のイの(1)	＊ 1 【関係告示】平24厚労告269・第1号 イ 略 (1) 当該指定児童発達支援の単位ごとに置くべき指定通所基準第 6 条第 1 項第 2 号に規定する児童指導員又は保育士（<u>国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下「特区法」という。）第12条の 5 第 5 項に規定する事業実施区域内にある指定児童発達支援事業所（指定通所基準第 5 条第 1 項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。）にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士</u>）（以下この号において「児童指導員等」という。）並びに指定通所基準第 5 条第 2 項に規定する機能訓練担当職員（以下この号において「機能訓練担当職員」という。）及び看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）の員数の総数が、おおむね障害児の数を 4 で除して得た数以上であること。	＊ 1 【関係告示】平24厚労告269・第1号 イ 略 (1) 当該指定児童発達支援の単位ごとに置くべき指定通所基準第 6 条第 1 項第 2 号に規定する児童指導員又は保育士（<u>児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の27第 1 項に規定する認定地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）の区域内又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第29号。以下この(1)において「改正法」という。）附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下この(1)において「施行日前国家戦略特別区域法」という。）第12条の 5 第 3 項に規定する事業実施区域であった区域（以下「事業実施区域」という。）内にある指定児童発達支援事業所（指定通所基準第 5 条第 1 項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。）にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る児童福祉法第18条の29に規定する地域限定保育士（以下「地域限定保育士」という。）又は当該事業実施区域に係る改正法附則第15条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第12条の 5 第 2 項に規定する国家戦略特別区域限定保育士（以下「国家戦略特別区域限定保育士」という。）</u>）（以下この号において「児童指導員等」という。）並びに指定通所基準第 5 条第 2 項に規定する機能訓練担当職員（以下この号において「機能訓練担当職員」という。）及び看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）の員数の総数が、おおむね障害児の数を 4 で除して得た数以上であること。	2025/10/1 適用

2 卷760頁

* 6 【関係告示】平24厚労告271・第1号の口の表

* 6

【関係告示】平24厚労告271・第1号

イ 略

ロ 略

こども家庭庁長官が定める従業者の員数の基準	こども家庭庁長官が定める所定単位数に 乗じる割合
指定児童発達支援事業所又は基準該当児童発達支援事業所の従業者の員数が次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合 (1) 指定児童発達支援事業所の場合にあつては指定通所基準の規定により置くべき児童指導員又は保育士（ <u>国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下「特区法」という。）第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定児童発達支援事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区に係る国家戦略特別区域限定保育士</u> ）の員数を満たしていないこと。 (2) 略	100分の70（3月以上継続している場合は、100分の50）
略	略

* 6

【関係告示】平24厚労告271・第1号

イ 略

ロ 略

こども家庭庁長官が定める従業者の員数の基準	こども家庭庁長官が定める所定単位数に 乗じる割合
指定児童発達支援事業所又は基準該当児童発達支援事業所の従業者の員数が次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合 (1) 指定児童発達支援事業所の場合にあつては指定通所基準の規定により置くべき児童指導員又は保育士（ <u>法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体（第3号ロにおいて「認定地方公共団体」という。）の区域内又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号。以下この(1)において「改正法」という。）附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下この(1)において「施行日前国家戦略特別区域法」という。）第12条の5第3項に規定する事業実施区域であつた区域（第3号ロにおいて「事業実施区域」という。）内にある指定児童発達支援事業所にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士（第3号ロにおいて「地域限定保育士」という。）又は当該事業実施区域であつた区域に係る改正法附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士（第3号ロにおいて「<u>国家戦略特別区域限定保育士</u>」という。）</u> ）の員数を満たしていないこと。 (2) 略	100分の70（3月以上継続している場合は、100分の50）
略	略

2025/10/1適用

2 巻766頁 * 8 【関係告示】平24厚労告270・第1号のイの(2)	* 8 【関係告示】平24厚労告270・第1号 イ・(1) 略 (2) 児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、主として障害児及びその家族等に対する包括的な支援の推進並びに地域の障害児通所支援事業所との日常的な連携その他の地域支援を行う者として、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）若しくは保育士（<u>国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下「特区法」という。）第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定児童発達支援事業所</u>にあっては、保育士又は当該<u>事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士</u>）の資格取得後又は児童指導員若しくは心理担当職員（学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者に限る。以下同じ。）として配置された日以後、障害児通所支援（法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援をいう。以下同じ。）、障害児入所支援（法第7条第2項に規定する障害児入所支援をいう。以下同じ。）又は障害児相談支援の業務に従事した期間が通算して5年以上の者（以下この号及び次号において「中核機能強化職員」という。）を常勤かつ専任で1以上配置していること。	* 8 【関係告示】平24厚労告270・第1号 イ・(1) 略 (2) 児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、主として障害児及びその家族等に対する包括的な支援の推進並びに地域の障害児通所支援事業所との日常的な連携その他の地域支援を行う者として、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）若しくは保育士（<u>法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）の区域内又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号。以下この(2)において「改正法」という。）附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下この(2)において「施行日前国家戦略特別区域法」という。）第12条の5第3項に規定する事業実施区域であった区域（以下「事業実施区域」という。）内にある指定児童発達支援事業所にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士（以下「地域限定保育士」という。）又は当該事業実施区域に係る改正法附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士（以下「国家戦略特別区域限定保育士」という。）。</u>(4)において同じ。）の資格取得後又は児童指導員若しくは心理担当職員（学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者に限る。以下同じ。）として配置された日以後、障害児通所支援（法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援をいう。以下同じ。）、障害児入所支援（法第7条第2項に規定する障害児入所支援をいう。以下同じ。）又は障害児相談支援の業務に従事した期間が通算して5年以上の者（以下この号及び次号において「中核機能強化職員」という。）を常勤かつ専任で1以上配置していること。	2025/10/1 適用
---	--	--	-------------------------

2 卷770頁 〔児童指導員等加配加算〕 注 8	〔児童指導員等加配加算〕 注 8 常時見守りが必要な障害児に対する支援及びその障害児の家族等に対して障害児への関わり方に関する助言を行う等の支援の強化を図るために、児童発達支援給付費の算定に必要なとなる従業者の員数（注 9 の加算を算定している場合は、当該加算の算定に必要なとなる従業者の員数を含む。）に加え、児童指導員、保育士（<u>国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下「特区法」という。）第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定児童発達支援事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る同条第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士。以下この第1において同じ。）</u>、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士（手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する省令に基づく審査・証明事業（平成元年厚生省告示第122号）に規定する手話通訳士をいう。以下同じ。））、手話通訳者、特別支援学校免許取得者（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に規定する特別支援学校の教員の免許状を有する者をいう。以下同じ。）若しくは別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する者*10（以下この注8において「児童指導員等」という。）又はその他の従業者を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、児童指導員等加配加算として、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。	〔児童指導員等加配加算〕 注 8 常時見守りが必要な障害児に対する支援及びその障害児の家族等に対して障害児への関わり方に関する助言を行う等の支援の強化を図るために、児童発達支援給付費の算定に必要なとなる従業者の員数（注 9 の加算を算定している場合は、当該加算の算定に必要なとなる従業者の員数を含む。）に加え、児童指導員、保育士（<u>児童福祉法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）の区域内又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号。以下この注8において「改正法」という。）附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下この注8において「施行日前国家戦略特別区域法」という。）第12条の5第3項に規定する事業実施区域であった区域（以下「事業実施区域」という。）内にある指定児童発達支援事業所にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る児童福祉法第18条の29に規定する地域限定保育士（以下「地域限定保育士」という。）又は当該事業実施区域に係る改正法附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士（以下「国家戦略特別区域限定保育士」という。）</u>。以下この第1において同じ。））、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士（手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する省令に基づく審査・証明事業（平成元年厚生省告示第122号）に規定する手話通訳士をいう。以下同じ。））、手話通訳者、特別支援学校免許取得者（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に規定する特別支援学校の教員の免許状を有する者をいう。以下同じ。）若しくは別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する者*10（以下この注8において「児童指導員等」という。）又はその他の従業者を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、児童指導員等加配加算として、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。	2025/10/1 適用
---	---	--	----------------------------

2 卷778、780頁 ＊12【関係告示】平24厚労告269・第3号のイの(1)	＊12 【関係告示】平24厚労告269・第3号 イ 略 (1) 通所給付費等単位数表第1の1のハを算定する指定児童発達支援事業所であって、児童発達支援給付費の算定に必要なとなる従業者の員数に加え、看護職員を1以上配置し、かつ、通所給付費等単位数表第1の1の表（以下「スコア表⇒P. 750」という。）の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である重症心身障害児（<u>児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。</u>）のそれぞれのスコア（当該重症心身障害児のスコア表のそれぞれの項目に係る基本スコア及び見守りスコアを合算したものをいう。以下同じ。）を合算した点数が40点以上であること。	＊12 【関係告示】平24厚労告269・第3号 イ 略 (1) 通所給付費等単位数表第1の1のハを算定する指定児童発達支援事業所であって、児童発達支援給付費の算定に必要なとなる従業者の員数に加え、看護職員を1以上配置し、かつ、通所給付費等単位数表第1の1の表（以下「スコア表⇒P. 750」という。）の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である重症心身障害児（<u>児童福祉法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。</u>）のそれぞれのスコア（当該重症心身障害児のスコア表のそれぞれの項目に係る基本スコア及び見守りスコアを合算したものをいう。以下同じ。）を合算した点数が40点以上であること。	2025/10/1適用
2 卷826頁 ＊30【関係告示】平24厚労告270・第2号のイの(1)の(二)	＊30 【関係告示】平24厚労告270・第2号 イ・(1)・(一) 略 (二) 介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士又は<u>保育士</u>のいずれかの資格を保有する者、心理担当職員（公認心理師を含む。）、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者その他研修等により専門的な技能を有すると認められる職員のいずれかに該当する者であって、経験及び技能を有する障害福祉人材と認められるもののうち1人は、賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上であること。ただし、福祉・介護職員等処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。	＊30 【関係告示】平24厚労告270・第2号 イ・(1)・(一) 略 (二) 介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士又は<u>保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある指定居宅訪問型児童発達支援事業所（指定通所基準第71条の8第1項に規定する指定居宅訪問型児童発達支援事業所をいう。以下同じ。）にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）</u>のいずれかの資格を保有する者、心理担当職員（公認心理師を含む。）、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者その他研修等により専門的な技能を有すると認められる職員のいずれかに該当する者であって、経験及び技能を有する障害福祉人材と認められるもののうち1人は、賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上であること。ただし、福祉・介護職員等処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。	2025/10/1適用

2 巻854頁 ＊ 1 【関係告示】平24厚労告269・第12号のイの(1)	＊ 1 【関係告示】平24厚労告269・第12号 イ 略 (1) 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第5号。以下「一部改正府令」という。）附則第4条の規定により当該指定児童発達支援の単位ごとに置くべき児童指導員又は保育士（<u>特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある旧主として難聴児指定児童発達支援事業所（児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準第2号イに規定する旧主として難聴児指定児童発達支援事業所をいう。以下同じ。）</u>）にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）並びに一部改正府令第2条による改正前の指定通所基準第6条第4項第1号に規定する言語聴覚士、機能訓練担当職員及び看護職員の員数の総数が、おおむね障害児の数を4で除して得た数以上であること。ただし、言語聴覚士の員数は4以上であること。	＊ 1 【関係告示】平24厚労告269・第12号 イ 略 (1) 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第5号。以下「一部改正府令」という。）附則第4条の規定により当該指定児童発達支援の単位ごとに置くべき児童指導員又は保育士（<u>認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある旧主として難聴児指定児童発達支援事業所（児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準第2号イに規定する旧主として難聴児指定児童発達支援事業所をいう。以下同じ。）</u>）にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）並びに一部改正府令第1条による改正前の指定通所基準第6条第4項第1号に規定する言語聴覚士、機能訓練担当職員及び看護職員の員数の総数が、おおむね障害児の数を4で除して得た数以上であること。ただし、言語聴覚士の員数は4以上であること。	2025/10/1 適用
2 巻858頁 〔児童指導員等加配加算〕 注11	〔児童指導員等加配加算〕 注11 常時見守りが必要な障害児に対する支援及びその障害児の家族等に対して障害児への関わり方に関する助言を行う等の支援の強化を図るために、主として難聴児経過的児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数（注12の加算を算定している場合は、当該加算の算定に必要となる従業者の員数を含む。）に加え、児童指導員、保育士（<u>特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある旧主として難聴児指定児童発達支援事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る同条第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士。以下この注11において同じ。）</u>、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士、手話通訳者、特別支援学校免許取得者若しくは別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する者＊4（以下この注11において「児童指導員等」という。）又はその他の従業者を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た旧主として難聴児指定児童発達支	〔児童指導員等加配加算〕 注8 常時見守りが必要な障害児に対する支援及びその障害児の家族等に対して障害児への関わり方に関する助言を行う等の支援の強化を図るために、主として難聴児経過的児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数（注12の加算を算定している場合は、当該加算の算定に必要となる従業者の員数を含む。）に加え、児童指導員、保育士（<u>認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある旧主として難聴児指定児童発達支援事業所にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この第1において同じ。）</u>、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士、手話通訳者、特別支援学校免許取得者若しくは別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する者＊4（以下この注11において「児童指導員等」という。）又はその他の従業者を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た旧主	2025/10/1 適用

		援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、児童指導員等加配加算として、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。	
2 巻882頁 ＊1【関係告示】平24厚労告269・第12号の7	＊1 【関係告示】平24厚労告269・第12号の7 一部改正府令附則第4条の規定により当該指定児童発達支援の単位ごとに置くべき児童指導員又は保育士（<u>特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所（児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準第2号ロに規定する旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所をいう。以下同じ。）</u>）にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）並びに看護職員及び機能訓練担当職員の員数の総数が、おおむね障害児の数を4で除して得た数以上であること。ただし、看護職員及び機能訓練担当職員の員数はそれぞれ1以上であること。	＊1 【関係告示】平24厚労告269・第12号の7 一部改正府令附則第4条の規定により当該指定児童発達支援の単位ごとに置くべき児童指導員又は保育士（<u>認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所（児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準第2号ロに規定する旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所をいう。）</u>）にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）並びに看護職員及び機能訓練担当職員の員数の総数が、おおむね障害児の数を4で除して得た数以上であること。ただし、看護職員及び機能訓練担当職員の員数はそれぞれ1以上であること。	2025/10/1 適用
2 巻884頁 〔児童指導員等加配加算〕 注8	〔児童指導員等加配加算〕 注8 常時見守りが必要な障害児に対する支援及びその障害児の家族等に対して障害児への関わり方に関する助言を行う等の支援の強化を図るために、主として重症心身障害児経過的児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数（注9の加算を算定している場合は、当該加算の算定に必要となる従業者の員数を含む。）に加え、児童指導員、保育士（<u>特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る同条第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士。以下この第2において同じ。）</u>、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士、手話通訳者、特別支援学校免許取得者若しくは別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する者＊4（以下この注8において「児童指導員等」という。）又はその他の従業者を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において、指定児童発	〔児童指導員等加配加算〕 注8 常時見守りが必要な障害児に対する支援及びその障害児の家族等に対して障害児への関わり方に関する助言を行う等の支援の強化を図るために、主として重症心身障害児経過的児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数（注9の加算を算定している場合は、当該加算の算定に必要となる従業者の員数を含む。）に加え、児童指導員、保育士（<u>認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この第2において同じ。）</u>、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士、手話通訳者、特別支援学校免許取得者若しくは別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する者＊4（以下この注8において「児童指導員等」という。）又はその他の従業者を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事	2025/10/1 適用

	達支援を行った場合に、児童指導員等加配加算として、利用定員に応じ、１日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。	業所において、指定児童発達支援を行った場合に、児童指導員等加配加算として、利用定員に応じ、１日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。	
2 巻912頁 「6 福祉専門職員配置等加算」の注1	6 福祉専門職員配置等加算 注1 イについては、一部改正府令附則第2条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は旧指定発達支援医療機関の職員（直接支援業務に従事する者のうち、看護職員及び保育士 <u>（特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある旧指定発達支援医療機関にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）</u> であるものを除く。注2において同じ。）のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事に届け出た旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において、指定児童発達支援を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。	6 福祉専門職員配置等加算 注1 イについては、一部改正府令附則第2条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は旧指定発達支援医療機関の職員（直接支援業務に従事する者のうち、看護職員及び保育士 <u>（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある旧指定発達支援医療機関にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）</u> であるものを除く。注2において同じ。）のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事に届け出た旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において、指定児童発達支援を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。	2025/10/1 適用
2 巻914頁 「6 福祉専門職員配置等加算」の注3の(1)	注3 略 (1) 一部改正府令附則第2条の規定により置くべき児童指導員若しくは保育士 <u>（特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある旧指定医療型児童発達支援事業所にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。13において同じ。）</u> 又は旧指定発達支援医療機関の職員（直接支援業務に従事する保育士 <u>（特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある旧指定発達支援医療機関にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）</u> 又は児童指導員であるものに限る。）（(2)において「児童指導員等」という。）として配置されている従業者のうち、常勤で配置されているものの割合が100分の75以上であること。	注3 略 (1) 一部改正府令附則第2条の規定により置くべき児童指導員若しくは保育士 <u>（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある旧指定医療型児童発達支援事業所にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。13において同じ。）</u> 又は旧指定発達支援医療機関の職員（直接支援業務に従事する保育士 <u>（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある旧指定発達支援医療機関にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）</u> 又は児童指導員であるものに限る。）（(2)において「児童指導員等」という。）として配置されている従業者のうち、常勤で配置されているものの割合が100分の75以上であること。	2025/10/1 適用

2 卷938頁	* 9 【関係告示】平24厚労告271・第3号 イ 略 ロ 略 <table><tr><td>こども家庭庁長官が定める従業者の員数の基準</td><td>こども家庭庁長官が定める所定単位数に乗じる割合</td></tr><tr><td>指定放課後等デイサービス事業所又は基準該当放課後等デイサービス事業所の従業者の員数が次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合 (1) 指定放課後等デイサービス事業所の場合にあっては指定通所基準の規定により置くべき児童指導員又は保育士 <u>（特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定放課後等デイサービス事業所</u>にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）の員数を満たしていないこと。 (2) 略</td><td>100分の70（3月以上継続している場合は、100分の50）</td></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr></table>	こども家庭庁長官が定める従業者の員数の基準	こども家庭庁長官が定める所定単位数に乗じる割合	指定放課後等デイサービス事業所又は基準該当放課後等デイサービス事業所の従業者の員数が次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合 (1) 指定放課後等デイサービス事業所の場合にあっては指定通所基準の規定により置くべき児童指導員又は保育士 <u>（特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定放課後等デイサービス事業所</u> にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）の員数を満たしていないこと。 (2) 略	100分の70（3月以上継続している場合は、100分の50）	略	略	* 9 【関係告示】平24厚労告271・第3号 イ 略 ロ 略 <table><tr><td>こども家庭庁長官が定める従業者の員数の基準</td><td>こども家庭庁長官が定める所定単位数に乗じる割合</td></tr><tr><td>指定放課後等デイサービス事業所又は基準該当放課後等デイサービス事業所の従業者の員数が次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合 (1) 指定放課後等デイサービス事業所の場合にあっては指定通所基準の規定により置くべき児童指導員又は保育士 <u>（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある指定放課後等デイサービス事業所</u>にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）の員数を満たしていないこと。 (2) 略</td><td>100分の70（3月以上継続している場合は、100分の50）</td></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr></table>	こども家庭庁長官が定める従業者の員数の基準	こども家庭庁長官が定める所定単位数に乗じる割合	指定放課後等デイサービス事業所又は基準該当放課後等デイサービス事業所の従業者の員数が次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合 (1) 指定放課後等デイサービス事業所の場合にあっては指定通所基準の規定により置くべき児童指導員又は保育士 <u>（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある指定放課後等デイサービス事業所</u> にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）の員数を満たしていないこと。 (2) 略	100分の70（3月以上継続している場合は、100分の50）	略	略	2025/10/1 適用
こども家庭庁長官が定める従業者の員数の基準	こども家庭庁長官が定める所定単位数に乗じる割合														
指定放課後等デイサービス事業所又は基準該当放課後等デイサービス事業所の従業者の員数が次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合 (1) 指定放課後等デイサービス事業所の場合にあっては指定通所基準の規定により置くべき児童指導員又は保育士 <u>（特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定放課後等デイサービス事業所</u> にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）の員数を満たしていないこと。 (2) 略	100分の70（3月以上継続している場合は、100分の50）														
略	略														
こども家庭庁長官が定める従業者の員数の基準	こども家庭庁長官が定める所定単位数に乗じる割合														
指定放課後等デイサービス事業所又は基準該当放課後等デイサービス事業所の従業者の員数が次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合 (1) 指定放課後等デイサービス事業所の場合にあっては指定通所基準の規定により置くべき児童指導員又は保育士 <u>（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある指定放課後等デイサービス事業所</u> にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）の員数を満たしていないこと。 (2) 略	100分の70（3月以上継続している場合は、100分の50）														
略	略														
2 卷942頁	〔児童指導員等加配加算〕 注7 常時見守りが必要な就学児に対する支援及びその就学児の家族等に対して就学児への関わり方に関する助言を行う等の支援の強化を図るために、放課後等デイサービス給付費の算定に必要となる従業者の員数（注8の加算を算定している場合は、当該加算の算定に必要となる従業者の員数を含む。）に加え、児童指導員、保育士 <u>（特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定放課後等デイサービス事業所</u>にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る同条第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士。以下この第3において同じ。）、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士、手話通訳者、特別支援学校免許取得者若しくは別にこども家庭庁長官が定める基準*12に適合する者（以下この注7において「児童指導員等」という。）又はその他の従業者を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において、指定	〔児童指導員等加配加算〕 注7 常時見守りが必要な就学児に対する支援及びその就学児の家族等に対して就学児への関わり方に関する助言を行う等の支援の強化を図るために、放課後等デイサービス給付費の算定に必要となる従業者の員数（注8の加算を算定している場合は、当該加算の算定に必要となる従業者の員数を含む。）に加え、児童指導員、保育士 <u>（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある指定放課後等デイサービス事業所</u>にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この第3において同じ。）、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士、手話通訳者、特別支援学校免許取得者若しくは別にこども家庭庁長官が定める基準*12に適合する者（以下この注7において「児童指導員等」という。）又はその他の従業者を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービ	2025/10/1 適用												

		放課後等デイサービスを行った場合に、児童指導員等加配加算として、利用定員に応じ、１日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。		ス事業所において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、児童指導員等加配加算として、利用定員に応じ、１日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。	
2 巻988頁 ＊ 3 【関係告示】平24厚労告270・第10号の2の2のイの(1)	＊ 3	【関係告示】平24厚労告270・第10号の2の2 イ 略 (1) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士（<u>特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定居宅訪問型児童発達支援事業所（指定通所基準第71条の8第1項に規定する指定居宅訪問型児童発達支援事業所をいう。）</u>）<u>にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士</u>）又は看護職員の資格を取得後、障害児に対する直接支援の業務、相談支援の業務その他これらに準ずる業務に従事した期間	＊ 3	【関係告示】平24厚労告270・第10号の2の2 イ 略 (1) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士（<u>認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある指定居宅訪問型児童発達支援事業所にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士</u>）又は看護職員の資格を取得後、障害児に対する直接支援の業務、相談支援の業務その他これらに準ずる業務に従事した期間	2025/10/1 適用
2 巻1010頁 ＊ 3 【関係告示】平24厚労告270・第10号の6のイの(1)	＊ 3	【関係告示】平24厚労告270・第10号の6 イ 略 (1) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士（<u>特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定保育所等訪問支援事業所（指定通所基準第73条第1項に規定する指定保育所等訪問支援事業所をいう。）</u>）<u>にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この号において同じ。）</u>又は看護職員の資格を取得後、障害児に対する直接支援の業務、相談支援の業務その他これらに準ずる業務に従事した期間	＊ 3	【関係告示】平24厚労告270・第10号の6 イ 略 (1) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士（<u>認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある指定保育所等訪問支援事業所（指定通所基準第73条第1項に規定する指定保育所等訪問支援事業所をいう。）</u>）<u>にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。(3)において同じ。）</u>又は看護職員の資格を取得後、障害児に対する直接支援の業務、相談支援の業務その他これらに準ずる業務に従事した期間	2025/10/1 適用

該当箇所	改正前	改正後	備考
第3章 指定入所支援（児童福祉法）			
2 巻1068頁 〔児童指導員等加配加算〕 注13	〔児童指導員等加配加算〕 注13 常時見守りが必要な障害児への支援や障害児の家族等に対して障害児への関わり方に関する助言を行う等の支援の強化を図るために、指定入所基準に定める員数の従業者に加え、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士（<u>国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下「特区法」という。）第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定福祉型障害児入所施設にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。5の注3の(1)において同じ。）若しくは別にこども家庭庁長官が定める基準*13に適合する専門職員（イにおいて「理学療法士等」という。）又は児童指導員（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第21条第6項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。）若しくは別にこども家庭庁長官が定める基準*14に適合する者（ロにおいて「児童指導員等」という。）を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、児童指導員等加配加算として、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。</u>	〔児童指導員等加配加算〕 注13 常時見守りが必要な障害児への支援や障害児の家族等に対して障害児への関わり方に関する助言を行う等の支援の強化を図るために、指定入所基準に定める員数の従業者に加え、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士（<u>児童福祉法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）の区域内又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号。以下この注13において「改正法」という。）附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下この注13において「施行日前国家戦略特別区域法」という。）第12条の5第3項に規定する事業実施区域であった区域（以下「事業実施区域」という。）内にある指定福祉型障害児入所施設にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る児童福祉法第18条の29に規定する地域限定保育士（以下「地域限定保育士」という。）又は当該事業実施区域に係る改正法附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士（以下「国家戦略特別区域限定保育士」という。）。</u>5の注3の(1)において同じ。）若しくは別にこども家庭庁長官が定める基準*13に適合する専門職員（イにおいて「理学療法士等」という。）又は児童指導員（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第21条第6項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。）若しくは別にこども家庭庁長官が定める基準*14に適合する者（ロにおいて「児童指導員等」という。）を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、児童指導員等加配加算として、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。	2025/10/1 適用

2 卷1094頁 ＊21【関係告示】平24厚労告269・第17号のイ	＊21 【関係告示】平24厚労告269・第17号 次のイからへまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。 イ 指定入所基準第4条に定める従業者の員数に加えて、小規模グループケアの各単位において、専任の児童指導員又は保育士（<u>特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定福祉型障害児入所施設にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。</u>次号において同じ。）を1以上配置すること。	＊21 【関係告示】平24厚労告269・第17号 次のイからへまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。 イ 指定入所基準第4条に定める従業者の員数に加えて、小規模グループケアの各単位において、専任の児童指導員又は保育士（<u>認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある指定福祉型障害児入所施設にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。</u>次号イにおいて同じ。）を1以上配置すること。	2025/10/1 適用
2 卷1116頁 「3 福祉専門職員配置等加算」の注1	注1 イについては、指定入所基準第52条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は指定発達支援医療機関の職員（直接支援業務に従事する者のうち、看護職員及び保育士（<u>特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定発達支援医療機関にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。</u>注3において同じ。）であるものを除く。注2において同じ。）のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、指定入所支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。	注1 イについては、指定入所基準第52条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は指定発達支援医療機関の職員（直接支援業務に従事する者のうち、看護職員及び保育士（<u>認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある指定発達支援医療機関にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士</u>）であるものを除く。注2において同じ。）のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、指定入所支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。	2025/10/1 適用
2 卷1118頁 「3 福祉専門職員配置等加算」の注3の(1)	注3 略 (1) 指定入所基準第52条の規定により置くべき児童指導員若しくは保育士（<u>特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定医療型障害児入所施設にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。</u>3の2の注1において同じ。）又は指定発達支援医療機関の職員（直接支援業務に従事する児童指導員又は保育士に限る。）（(2)において「児童指導員等」という。）として配置されている従業者のうち、常勤で配置されているものの割合が100分の75以上であること。	注3 略 (1) 指定入所基準第52条の規定により置くべき児童指導員若しくは保育士（<u>認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある指定医療型障害児入所施設にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。</u>3の2の注1において同じ。）又は指定発達支援医療機関の職員（直接支援業務に従事する児童指導員又は保育士（<u>認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある指定発達支援医療機関にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士</u>）に限る。）（(2)において「児童指導員等」という。）として配置されている従	2025/10/1 適用

		業者のうち、常勤で配置されているものの割合が100分の75以上であること。	
2 巻1118頁 *12【関係告示】平24厚労告269・第19号の2	*12 【関係告示】平24厚労告269・第19号の2 次のイ又はロのいずれかに該当すること。 イ 主として肢体不自由児を入所させる指定発達支援医療機関にあっては、従業者及びその員数について、次の(1)から(3)までのいずれにも該当すること。 (1) 児童指導員及び保育士の総数 通じておおむね障害児である乳幼児の数を10で除して得た数及び障害児である少年の数を20で除して得た数の合計数以上 (2) 児童指導員 1 以上 (3) <u>保育士 1 以上</u> ロ 主として重症心身障害児を入所させる指定発達支援医療機関にあっては、従業者及びその員数について、次の(1)及び(2)のいずれにも該当すること。 (1) 児童指導員 1 以上 (2) <u>保育士 1 以上</u>	*12 【関係告示】平24厚労告269・第19号の2 次のイ又はロのいずれかに該当すること。 イ 主として肢体不自由児を入所させる指定発達支援医療機関にあっては、従業者及びその員数について、次の(1)から(3)までのいずれにも該当すること。 (1) 児童指導員及び保育士の総数 通じておおむね障害児である乳幼児の数を10で除して得た数及び障害児である少年の数を20で除して得た数の合計数以上 (2) 児童指導員 1 以上 (3) <u>保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある主として肢体不自由児を入所させる指定発達支援医療機関にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士） 1 以上</u> ロ 主として重症心身障害児を入所させる指定発達支援医療機関にあっては、従業者及びその員数について、次の(1)及び(2)のいずれにも該当すること。 (1) 児童指導員 1 以上 (2) <u>保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある主として重症心身障害児を入所させる指定発達支援医療機関にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士） 1 以上</u>	2025/10/1 適用
2 巻1124頁 *17【関係告示】平24厚労告269・第20号のイ	*17 【関係告示】平24厚労告269・第20号 次のイからへまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。 イ 指定入所基準第52条に定める従業員の員数に加えて、小規模グループケアの各单位において、専任の児童指導員又は保育士（<u>特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定医療型障害児入所施設にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士</u>）を1 以上配置すること。	*17 【関係告示】平24厚労告269・第20号 次のイからへまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。 イ 指定入所基準第52条に定める従業員の員数に加えて、小規模グループケアの各单位において、専任の児童指導員又は保育士（<u>認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある指定医療型障害児入所施設にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士</u>）を1 以上配置すること。	2025/10/1 適用

該当箇所	改正前	改正後	備考
第4章 指定相談支援			
2巻1144、1146頁 「6 居住支援連携体制加算」の注 ＊7【関係告示】平30厚労告114・第6号	6 居住支援連携体制加算 35単位 注 別に厚生労働大臣が定める基準＊7に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定地域移行支援事業所において、住宅確保要配慮者居住支援法人（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人をいう。以下同じ。）又は同法第51条第1項に規定する住宅確保要配慮者居住支援協議会（以下「居住支援法人等」という。）に対して、1月に1回以上、利用者の住宅の確保及び居住の支援に必要な情報を共有した場合に、1月につき所定単位数を加算する。 【関係告示】平30厚労告114・第6号 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ＊7 イ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人又は同法第51条第1項に規定する住宅確保要配慮者居住支援協議会との連携により、利用者の住宅の確保及び居住の支援を図る体制を確保していること。 ロ イに規定する体制を確保している旨を公表していること。	6 居住支援連携体制加算 35単位 注 別に厚生労働大臣が定める基準＊7に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定地域移行支援事業所において、住宅確保要配慮者居住支援法人（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第59条第1項に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人をいう。以下同じ。）又は同法第81条第1項に規定する住宅確保要配慮者居住支援協議会（以下「居住支援法人等」という。）に対して、1月に1回以上、利用者の住宅の確保及び居住の支援に必要な情報を共有した場合に、1月につき所定単位数を加算する。 【関係告示】平30厚労告114・第6号 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ＊7 イ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第59条第1項に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人又は同法第81条第1項に規定する住宅確保要配慮者居住支援協議会との連携により、利用者の住宅の確保及び居住の支援を図る体制を確保していること。 ロ イに規定する体制を確保している旨を公表していること。	2025/10/1 適用